

## 令和5年度 社会教育委員会議第9回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和5年4月26日（金） 午後6時30分～午後8時45分

2 場 所 高津市民館 大会議室

3 出席者

(1) 委 員（◎が議長、○が副議長）

【現地】 下田委員、山本委員、大津委員、高森委員、井口委員、  
秋元委員、◎中村委員、和田委員、○奥平委員、河村委員  
【オンライン】 丹間委員、石川委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、  
仲田生涯学習推進課担当係長（管理・振興）、柳尾職員、小田職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

- ① 専門部会報告 【資料1】
- ② 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題への回答（案）について 【資料2】
- ③ 川崎市市民館条例の一部改正の方針について及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について及び（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について  
【資料3-1】【資料3-2】

(2) 協議事項

- ① 令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告（案）について 【資料4】

5 その他

6 傍聴 7人

【事務局】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

この会議は市の審議会等の会議となっており、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づきまして個人情報に関わる事項を除き、公開が原則となっております。会議の内容や発言をされた委員のお名前も公開の対象となりますので、御了承をいただきますようお願いいたします。本日の会議はオンラインも併用しておりますことから、オンラインで御参加いただいている委員の方もいらっしゃいますことを御報告いたします。また、本日は傍聴の方もいらっしゃっておりますことを、併せて御報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、会場に8名、オンラインで2名の方に参加していただき、合わせて10名の方の御出席をしていただいております。委員の定数20名の半数以上となっておりますので、本日、川崎市社会教育委員会会議規則第4条に基づきまして、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の終了予定時刻でございますが、20時15分を見込んでいるところでございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

< 資料の確認 >

また、第7回及び第8回定例会の会議録（案）につきましては、事前にメールでお送りさせていただいているところでございます。こちらで確定とさせていただいてもよろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

それでは議事のほうに入らせていただきたいと思います。

以降の議事運営につきましては、議長をお願いしたいと思います。中村議長よろしくをお願いいたします。

【中村議長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 報告事項（1）専門部会報告について、事務局からお願いいたします。

< 事務局から、専門部会報告について、資料1に基づき説明 >

【中村議長】 事務局からの御説明について、何か御質問、御意見はございますか。

【下田委員】 各館で、今回は市民自主学級と市民自主企画事業の選考というのが主な議題になっていますが、何件申請があって「諾」が何件だったか、書いた方がいいと思います。

【事務局】 こちらの記載方法に関しましては、おっしゃるとおり、統一性が取れていない部分がございますので、数値等を掲載する方法で調整をさせていただきたいと思っております。

【中村議長】 今後、指定管理者制度が導入されますと、指定管理者と専門部会の関係性、専門部会と社会教育委員の関係性がとても重要になってくると思っております。今後そういうことを考えていかなければいけないと思う中で、御報告をいただくことは大事ですが、もう少し短めにして、何をここで一番伝えたいかを明確にさせていただけるとありがたいと思っております。

それから、11ページ、有馬・野川生涯学習支援施設と、15ページ、青少年科学館では、指定管理者の職員の方が出ていらっしゃると思いますが、どういう立場で出ていらっしゃるのかということをお教えいただけないでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 指定管理者の方々には、実際に事業を実施されているという立場から、どのような事業が実施されているかということなど、施設の状況の御報告ということで参加して下さっているところでございます。

【中村議長】 傍聴ですか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 出席です。会議に出席して御報告をいただいているところです。

【中村議長】 そういう関係性を今後どうしていくのかということも、これから考えていかなければいけないことかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【和田委員】 中村議長に質問ですが、むしろ、どういう関係性が望ましいか、どういう関係だったらうまくいくのではないかということについて、もし中村議長のほうで御提案とか御意見があったら、お聞かせください。

【中村議長】 私もまだ案はないですが、指定管理者の方もどんどん会議に参画していけるような感じにしたほうがいいかなと思っております。指定管理者の方もいろいろ努力されることもあるし、民間の活用ということをお考えするのであれば、そちらからの提案をいただくか、一緒に川崎市をより良くしていくような会議にしていくといいのかなと思っております。

【和田委員】 僕もそれはいいなと思いましたが、これまでも館長や職員が出てきて議論しているので、指定管理者になっても同じように、今の中村議長の言葉で言うと、指定管理者と一緒に議論、協働できるような感じがいいかなと思っております。そういう関係性を追求する方向で検討していただけないかということでもいいのかなと、確認したいと思っております。

【米井生涯学習推進課担当課長】 有馬・野川生涯学習支援施設のほうも、しっかりと会議の

中に参加していただき、その中で出た御意見を聞きながら、館の運営のほうに反映していただいているという形ではございます。一緒につくっていく仲間だと思っておりますので、その辺りは方向性を考えながらやっていきたいなと思います。

【奥平副議長】 有馬・野川の場合は、親館が宮前市民館ですよ。宮前市民館は直営だから、今、教育委員会の課長の方が出られていると思いますが、宮前市民館が指定管理になったときというのは、事務局の参加は想定されているのでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 各区に生涯学習支援部門をつくりますので、そこが主体になります。

【中村議長】 そうしましたら、職員の方はいろいろなところで連携されていらっしゃると思いますが、社会教育委員会と専門部会の関係性については、いつ頃考えられていくのでしょうか。今のままだと、もったいない気がします。

【米井生涯学習推進課担当課長】 時間の限りがあって、こういった報告、要旨をお伝えするという形になっているので、この会議の中で時間をどこまで取ってやるのかということについては難しい面もあります。専門部会のほうの状況を踏まえて検討していきたいと思えます。

【中村議長】 続きまして、報告事項（２）「令和６年度指定都市主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題への回答（案）」について、事務局よりお願いいたします。

＜ 事務局から、令和６年度指定都市主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題への回答（案）について、資料２に基づき説明 ＞

【中村議長】 事務局からの御説明について、何か御質問、御意見はございますか。

【高森委員】 直していただいたやつをもう１回送ってくれるというお話でいいですか。

【事務局】 回答ができ次第、また、皆様にお送りさせていただきます。

【秋元委員】 資料２の４０ページ、札幌市からの照会に対する回答で学校図書館開放事業について書いてありまして、実は私も宿河原小学校のところで４年以上参加させていただいて、川崎市の回答として挙げていただいて、正直うれしいなと思っています。札幌市の場合には、ほぼ似たものを民間のボランティア団体でやっているということを初めて知ったことで、うれしく思った次第です。追加が可能であればお願いしたいところが大きく２点ございます。

１点目は、学校図書館における地域開放図書館事業が、川崎市の公立図書館の機能を補完する機能があるのでないかなど、私は４年ほど参加して思っております。具体的に

は、1つはその地域の方々、来館者とのやり取りです。図書館を利用する方と、提供する側、ある意味では図書館の貸し手として本を選出する側として、目の前でお客さんから、「こんな本を探している」、「今度リクエストを書いていただければ、次のときに買うようにいたしましょう」という非常に密なやり取りがあります。もちろん公立の図書館にも、リクエストして本を買ってくださいというシステムはありますが、対話形式というところは正直言うと、公立の市立図書館には期待されていないというか、あれこれ賑やかにやるといふ雰囲気ではないと思います。ある意味ではこぢんまりとした、仲間内みたいな感じですか、そういうような対話という機能があるのではないかなと思います。

補完する機能として、2点目は地域性というものがあるかなと思います。その地域にある、例えば宿河原という小さい地域というところに関する話題の提供や、地元の作家の本、地元の地名が出てくる本があります。そういうきっかけがあると、読者も身近に感じるだろうと思います。

補完する機能の3番目は、適時性です。芥川賞、直木賞の受賞作品など人気の作品について、予約はできませんが、利用者が少ないために短期間で貸出しに応じることができるといふこともあると思います。地元の方の声を聞いてリクエストを入れて、それを地域の地域特性に合ったものを中心に加味して本を選んで、それをお客様、地域の方々に貸し出すということで、ある意味ではその点が、対話型で地域性を発揮して、適時性を持つ。その辺が補完機能だと思います。この辺を、できれば特記していただけるとありがたいなと思います。

最後に、いわゆる任意団体ですので、地域団体、メンバーの減少というのがある、それによって事業が継続できないところもあると特に聞いています。対応事例について補足できるのであれば、私に関わっている多摩区では、多摩図書館の掲示板に掲示していただいています。これによって、うれしいことに、令和5年度は2人、ボランティアの応募がございました。また、任意団体ですので、常設の事務所がありません。教育委員会の生涯学習推進課の電話番号が載っていて、そこに連絡が来るようになっています。もちろんボランティアの熱意もありますが、所管される教育委員会、地域開放図書館事業を広報する市立図書館、そして場所を貸していただけている地区内小学校、そういうものが一緒に成り立って初めてうまくいくということを実感したものですから、そのことをもし可能であれば特記いただければと思います。

**【米井生涯学習推進課担当課長】** 確かにこの表現がさっぱりしているということと、秋元さんがおっしゃったように、実際メリットがかなりありまして、図書館で借りたい本が早く借りられたり、地域に合わせた選書をしたという独自性がありますので、修正したいと思います。

**【中村議長】** 社会教育委員の皆様にお願ひがあります。この資料は、川崎の社会教育を知る上で参考になること、社会教育でどういうことが行われているかということがとてもよく分かります。こういうものを勉強すると、今、社会教育でどういう課題があるのかということ析出できるのではないかなと思いますので、しっかりと読みいただければありがたいなと思います。

続きまして、3 報告事項（3）川崎市市民館条例の一部改正の方針、川崎市立図書館条例の一部改正の方針、(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について、事務局から御説明をお願いします。

＜ 事務局から、川崎市市民館条例の一部改正の方針、川崎市立図書館条例の一部改正の方針、(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について、資料3-1・3-2に基づき説明 ＞

【中村議長】 事務局からの御説明について、何か御質問、御意見はございますか。

教育文化会館と市民館で名前が違うということは、もともと違う条例だったと思いますが、何が違って、市民館条例になることで何が変わるのですか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 もともと教育文化会館が出来上がったときには、産業文化会館という名前で施設を設置しております。そのときには産業展示場の機能、公民館の機能、博物館の機能という3つの機能を入れた施設として設置し、条例をつくってございました。その後、産業展示場の機能については、今の産業振興会館ができて、そちらに移りました。また、博物館の機能については、市民ミュージアムができて、そちらに移りました。その時点で名称も教育文化会館になって、条例の名前も産業文化会館条例から教育文化会館条例に変わっています。ただし、ホールが非常に大きいことや、利用時間が違うということもあり、市民館条例に吸収されることなく、教育文化会館単体で条例が続いてきています。ホールの機能についてはカルッツかわさきに移ったことにより、現在の教育文化会館は公民館機能しか残っていない状況ですので、そこを労働会館と合体するタイミングで、川崎区の市民館機能という形でしっかりと位置づけた上で労働会館との複合施設として1つの条例をつくるというような流れになってございます。

【中村議長】 そうしましたら、公民館という言葉が消えてしまうのですか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 公民館であるということには変わりないです。川崎は、市民館は公民館であると言っていますので、そこは川崎区の公民館として、市民館機能が労働会館と一緒になるということになります。

【和田委員】 たまたま今日、大学の授業で公民館の話をしたときに学生に配ったプリントが、川崎市が2012年に公開している、「教育文化会館・公民館とは」というもので、地域密着や市民自治という言葉が出てきています。多様に学習の在り方があると思いますが、やはり住民の学習権を保障する、市民自治という辺りが抜けがちというか、こういう文章だから抜けているのか分からないですが、少し物足りなさがある、書き込むなり、あるいは職員の意識として持っていてほしいなというのが1点あります。市民自治、民主主義という言葉は、単なるカルチャーセンターではないので、指定管理者制度になっても大事にしてほしいなという理念なので、よろしくをお願いしますという要望です。

もう1点の要望は、今回、労働会館と一緒にあって、そうすると労働資料が結構重要

なポイントになるのではないかなと思っています。私、立教大学の共生社会研究センターという市民運動のアーカイブの機関でセンター長をやっています。資料の扱い方、プライバシーの問題、資料の寄贈者との関係があります。資料というのはいま使えば本当に講座に生かしたり、学校教育に生かしたり、この労働資料の持っている価値というのを、むしろ積極的に社会教育の観点からいい意味で使い尽くしてほしいと思います。ぜひ、今度、指定管理者を選んでいくときに、単なる市民館と違うところの1つは、やはり労働資料があるということだと思いますので、そのところを指定管理者の人にも十分伝えていただいて、選定するときにも気にしていただきたいというふうに思います。いろいろな紙の制約とか、スペースの制約があるのは分かっています。それでもやはり労働資料があるということは川崎の価値だと思いますので、ぜひそこに配慮した指定管理者制度のあり方をさせていただければ、あるいは意識していただければと思います。

**【下田委員】** 33ページのところにフロア構成が出ていますが、例えば、図書コーナーというのを見てもらえば分かるように、2階のすごく小さいスペースしかないです。労働会館にあった大量の労働関係資料は一体どこに蔵書されるのかなと思っています。労働関係資料や一般書についてはどこに保管されるのでしょうか。

もう1つはホールの搬入口について、市民劇場の人に聞いた話だと、大道具や機材を運び込むのに、この狭い搬入口で搬入するというのはすごく大変だということで、総文連の場でも要望しました。使い勝手という点で、今後ここをもうちょっと改良できるのか、もう無理なのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

**【山口生涯学習推進課長】** まず図書コーナーについては、現在のものよりはかなり広くした上で、一般書も置くということで、一般書を見に来た人も労働資料に触れられるような形を考えております。また、オープンする会館の書籍については1万2千冊程度の配架を想定しておりますが、それ以外に倉庫があります。図書コーナーの使い方については、今後検討してまいりたいと思います。1階の搬入については、御要望はかなりあるということは聞いておまして、そこに対応できるような形では発注していると思います。今、実施設計まで行って発注を済ませているので、ここから変えるということとはできないということについては御了承いただければと思います。

**【中村議長】** 今回この資料は、今日議会で説明されたものを持ってきてくださったということで、すぐに社会教育委員会議に出してくださいまして、ありがとうございます。社会教育委員の皆さんの意見はとても大事ですので、これからも逐次、適時性のある資料を出していただけるとありがたいと思います。

**【下田委員】** 設計をしてもう発注したので、今さら無理だということですが、もし使い勝手がどうしても悪くて改善してほしい場合、利用者としては、どこと交渉すればいいですか。指定管理者と交渉して改築のお願いをすればいいわけですか。その辺の手順を教えてくださいたいです。

【山口生涯学習推進課長】 あくまでも市の建物で、財産所管は経済労働局なので、市のほうで今後の改修や整備については行ってまいります。要望については市のほうでお受けしたいと考えております。

【和田委員】 社会教育委員の意見を、何とか汲んでもらえるような仕組みを中村議長がつくってきたとっていて、それはとてもありがたいことだと思います。しかし、議会よりも前に議論するというのは、やはり難しいのかどうかというのがあって、例えば我々が今日、市民自治という言葉を入れてほしいと言っても、それは議員への説明の後になってしまっているわけですね。もちろん議員は議員で、選挙で選ばれた私たちの代表者というのはあるので、全権委任しているわけではないですが、議会が大事というのはすごくよく分かると同時に、我々も専門的立場や地域代表、いろいろな形で社会教育をよりよくしたいとっていて、声を反映させたいとっている。そのときに、立法権を持っている議員たちに私たちの声を届けたいと思います。これが少し前だけただけでも、議員さんに届く内容は違ってくるのではないかなと思ったものですから、なかなか議会の慣習とかいろいろあって難しいというのはわかりますが、もし可能ならばお願いします。

【山口生涯学習推進課長】 現実的には難しい状況があって、まず教育委員会の資料を、議会に上程するものについては非公開案件としてやっていて、場合によってはマスコミが入ることも可能である会議において、議員さんにお出しする前に、この資料が記事化されて、その記事で議員がするようなことがあるというようなことになってしまうと、議会のほうから厳しく言われます。そのものをお出しすることはできないわけですが、そのエッセンスというか、途中のものを社会教育委員の皆様にご意見を聞いて、それを踏まえて議会資料をつくるというようなスタンスがあるので、今までもやってきたつもりではありますが、そういうことで御理解をいただければと思います。

【和田委員】 前向きに検討いただいて、ありがとうございます。

【中村議長】 続きまして、協議事項（１）令和４・５年度社会教育委員会議の活動報告（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

＜ 事務局から、令和４・５年度社会教育委員会議の活動報告（案）について、資料４に基づき説明 ＞

【中村議長】 事務局からの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

【秋元委員】 まとめについて、直していただいた分で、流れを踏まえているなというふうに思って、このままで私は特に異存はございません。

少しまとめと離れるかもしれませんが、今日、図書館専門部会による、「令和４・５年の研究活動報告書」が机上配布されました。表題について、図書館専門部会は研究活



動報告書、これに対して、この社会教育委員会議も報告書という形かなと思います。過去をみると、社会教育委員会議は研究報告書と言いかたをやはりしていた年度もあると思います。平成26年度、27年度の指定管理者制度は当面必要ないという結論があったときは、ほかの地域の図書館にも行ったりして、そういう研究活動をしたのかなと思います。ただ、この令和4・5年度の世界教育委員会議の活動内容としては、やはり活動の報告書が内容になっていると思うので、題名を変えるということはないですが、令和6年・7年についての社会教育委員会議が報告書を出すときに、できれば研究活動報告書になるような形で、次年度の方々への引継ぎというか、申し送りというのができればいいかなと思います。なぜかという、社会教育委員会議の所管業務に、3つあって、1番目は計画立案、2番目に諮問して意見を残す、そして3番目に必要な研究調査とあります。それでいくと、2番目の意見を述べる、提言するという部分は十分皆さんも活発に議論して、職務を果たしたと思います。ただ、3番目、必要な研究調査を行うことについては、個人的には調べたこともございますが、社会教育委員会議全体としてはそこまでは必ずしも徹底してしない。その辺を次年度以降、基盤となるテーマを設けて、それを計画として立案していくということになれば、名実ともに、「令和6年・7年社会教育委員会議研究活動報告書」というふうに明記することができると思います。令和5年度8回のときの15ページ、指定管理について今まさに動いていて、来年についても適切なタイミングで委員の方に御意見いただき、制度設計を進めていきたいということなのであり、要するにここで終わりじゃないですよという趣旨を事務局もはっきりおっしゃっている。そういうことを踏まえると、指定管理者制度というのは非常に大きな制度変更ですので、それを今後見直しも当然、5年後、10年後にあると思います。そういう意味で、やはりこれを1つの基盤というか、基底をなす研究テーマとして、こればかりというわけにはいかないでしょうが、これを継続して研究していくというスタンスで、報告として積み重ねることができればいいと思います。そういうことができれば、まさに教育法17条の計画を立案するということ、それから研究調査という職務を果たせるのではないかなというふうに思いました。指定管理制度に関することを基盤テーマとして、次年度以降も引き継いでいくというか、申し送りするということができる、ぎりぎりのタイミングで、令和4・5年度の世界教育委員会議で諸計画を立案したと、もしかしたら言えるのではないかなと思っています。ただ、実際の研究調査は次期以降の世界教育委員の皆様にお願ひする。そういう形で引き継いでいけたら、所管業務を全うすることになるのかなと思います。

**【和田委員】** 今、秋元委員が言ったことはかなり大事だなと思っていて、社会教育法に規定されている社会教育委員の仕事で、調査なくして発言なしと、僕はよく学生にも言うのですが、やはり意見をつくるということがとても大事で、これまでの研究報告の時代には、他の委員と一緒に調査に出かけて、そこでいろいろ学んだことがあります。私は学識ですが、川崎にいるわけではないので、川崎の世界教育の現場と一緒に歩いていく中で、委員の人からいろいろな意見があつて、嶋田委員は地域連合からの選出だったので、中学校の現役の先生だったこともあつて、高森さんがすごく力を入れられている、地域学校協働の話は、すごく嶋田さんの話を聞いて勉強になったなというのがありますし、

また、職員の人と一緒に来てくださるので、職員の人目から見た川崎の社会教育がよくわかりました。もちろん調査研究は時間や労力が必要で、無駄に時間、労力を使うというのは違うというふうに思っていますが、やはり社会教育委員として必要な調査は大事だと思っていますし、中村議長がおっしゃる適時性ということで言うと、私自身は必ずしもこれまでの研究調査が、適時性がなかったとはあまり思っていません。例えば今回、ICTのことを指定都市の協議題で川崎が出していますが、ぴったり重なるわけではないです。私たちがコロナ禍のときに井口さんが中心となって、コロナ禍の社会教育はどうするんだみたいな研究して、提言をまとめています。そんなものも使えるのではないかというふうに思っておりますので、秋元さんの意見にまず賛意を表したいということと、ただ、むやみやたらに調査するのは違いますので、教育委員会の大意が合うような調査ができればと思います。今回、そういう面では調査がなすぎたという感じがあって、また、委員の出席率についても残念です。調査活動を一緒にやると、そこで顔なじみになって、校長先生とも会って、次の社会教育委員会で続きを聞かせてくださいよ、次の社会教育委員会議でやりましょうというようなやり取りがあって、委員が誘い合いながら行くし、なかなかこういう会議だと意見が出しにくいですが、委員同士もコミュニケーションができてくると、もっと発言も出てくるのではないかなと思います。

2点目は、33ページ、赤字で非常に丁寧に書いていただいたなと思います。指定管理者制度の導入はいろいろな意見がある中で、結果的に導入するということになりましたけど、その過程でいろいろなことがあったのは事実だと思います。懸念点が多く出たので、それを踏まえて、指定管理者制度をよりよいものにしていくためにはどうしたらいいかということは考えていきたいということもあって、行政としてはなかなか書きにくいところもあったかもしれませんが、すごくよく書いていただいているなと思います。6ページ目が、8月8日の社会教育会議のまとめになっていますが、私、実は今日、議事録を見直してきました。指定管理者制度に関しては、慎重にした方がいいのではないかと、拙速ではないかという声があえて言うと圧倒的だったというふうに思いますが、この6ページを見ると、半々ぐらい意見があるように見えてしまうので、少し気になりました。もちろん中村議長を中心に賛成の意見もありましたが、雰囲気としては5対5って感じではなくて、かなり慎重にしたほうがいいのかという意見が強かったので、これだと少し雰囲気が伝わらないかなということが気になりました。もちろん中村議長の意見はとても大事な意見だと思いますので、それを消せと言っているのではなくて、少しバランスを欠くなというふうに記録としては思いました。これについては一任します。

もう1点、この123番目のパブリックコメントの前に、社会教育委員会議として意見を出すことについての疑義があるという部分。これはどういうことかということ、パブリックコメントはかなり反対の意見があったので、社会教育委員会議としては賛成と反対みたいな方向性を出すのをしているのかどうか、もっと市民の声を聞くべきであるという流れで出てきた発言なので、もう少し補足してもらったほうがいいのかと思いました。全般的に反対の意見が薄くて、字数こそ数えませんでしたけど、もう少し慎重な意見も多かったと思いますので、6ページ目の記録のところは書きぶりを考えていただければ

ばと思います。

**【丹間委員】** いつも会場で机の上に置いていただいている資料の中に、社会教育法の資料があります。社会教育法第17条には、社会教育委員の職務というのが書いてございます。これをいつも見ながら、自分たち社会教育委員に課せられた役割は何かと考えて参加しておりました。この第17条の3に、「前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」と書いてあります。私は職業としても研究をしておりますが、研究のための研究になってはいけないとか、調査のための調査になってはいけないということを常に大事にしております。つまり、研究調査をしても、それが実際に施策に生かされていかなければ、非常にもったいないですし、歯がゆい思いをすることになります。そこでこの法律はきちんとできていて、社会教育委員の職務の1つ目に「社会教育に関する諸計画を立案する」、それから2つ目に「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる」ということが書かれております。この2つの職務を行うために研究調査をするということですので、このバランスが非常に大事です。やはり教育委員会と社会教育委員会議の間で、緊張関係あるいは信頼関係というのをしっかり築いていかないと、せっかく調査研究をしても、その成果を立案する計画の中にストレートに出していきにくいと思います。あるいは、諮問を受けた状態でないと、ただ自主的に行った調査研究というふうに対外的には捉えられてしまう。ほかの自治体などを見てもそうですが、研究調査をしっかり進めていく上では、しっかり手続きとして教育委員会のほうから諮問をしていただいて、それに対する答申をつくっていく。答申案をつくっていく過程で、自主的な研究調査ももちろんですし、場合によってはこの会議の公的な時間を使って共同研究を進めていくということも大事になってくると思います。

私もこの2年間とその前の2年間、つまり令和2・3年度と4・5年度と参加させていただいた中で、調査研究に多くの時間を使っていた前期と、それからこのような形で施策に対する適時性と実効性を大切にしている今期と、その両方を経験したからこそ、あらためて社会教育法の第17条を噛みしめて、社会教育委員の職務を遂行していかなければと思った次第です。

**【中村議長】** 私の申し上げたいことを話してくださり、本当にありがとうございます。調査研究を阻むものではなくごさいませんので、していただいているのですが、第3号には「前2号の職務を行うために」ということが書いてあります。ですから、自分たちがやりたいことを研究するのではなくて、諮問を受ける、または政策を考える上で必要な調査研究をするということを、必要な場合にはしていけばいいのではないかなと思います。そこはとても大事にさせていただきたいなと思います。学識の先生方はその辺、よく分かっているから大丈夫なので、ぜひ導いていただきたいと思います。

**【下田委員】** 2つあって、1つ目というのは、この報告書の補足です。資料の32ページについて、大ホール優先申請利用調整会議というものに、僕は社会教育委員会議から選ばれて、出席しています。ここに会議の日にちと回数だけ書いてあって、これは何やっているか分からない方もいると思うので、報告させていただきます。

市内に7か所市民館がありまして、そこで主に大きな行事を各団体がやりたいときに、大ホールを使います。使いたい日の1年前の月初に各団体が集まりまして、抽選会を行います。外れることも結構あって、最近ではコロナ禍とか改築が進んだりして、多摩市民館なんかは希望が集中して、かなりの競争率になってしまっています。外れると仕方がないので当たるまで行くわけですが、僕の入っている合唱団のコンサートの経験を経て、12月に外れ、1月に外れ、2月に外れ、3月に外れ、4月によく当選したので、昨年4月にできましたが、そういうようなこともあって、この大ホール優先申請利用調整会議というのは、どうしてもその日に使いたいと、抽選で外れたら困るというような事情をもった団体がそこに申請をするわけですね。企画書を出して、それからタイムスケジュールを出して、それからどんな内容をやるのかというチラシを出してもらって、それからあと過去の記録がもしあれば、前年度はこうだったという形のものを出してもらいます。第1次審査と第2次審査がありまして、第1次審査というのは今言った書類を1年半前に出してもらいます。どうしても再来年のこの月のこの日に必要なのかというのを審査します。5つ基準があって、それは時間がないので割愛しますが、簡単に言うと、その中で一番の要は、どうしてもこの日にやらなければいけないという理由ですよね。招待する指揮者がこの日しか空いていない、長期間の準備日程が必要だというような理由が一番核になると思いますが、それを元に審査をしています。1年半前に第1次審査で行ったものを、その後の経過を見てどうなのかということで、第2次審査をやります。今は市民館の館長さんが2人、教育委員会の方が1人、文化関係の方が3人と社会教育委員会から出ている私でこの審議を行っています。それを年4回、1次審査をやって、それからその前の1次審査の結果を受けて2次審査をやるというのをやっていくという、そういう会議です。何年も続ける方がほとんどで、10年やった方もいらっしゃいます。今年やって来年やめてしまうということだと少し無責任かなと思うので、僕も一応続けさせていただければと思っています。委員をやってみて思ったのは、大ホール優先申請利用調整会議を開かなくてはいけないということの背景には、抽選で外れると非常に困るということがあるわけですね。川崎市を見ていると、ホール、特に最近は300人から500人ぐらいの中ホールを各区にも一つぐらい作ってくれという要望が、文化団体から多いです。1000人規模のところはなかなか埋められないけど、中ホールぐらいならちょうど使いやすいということです。福田市長は、箱物はもうこれ以上つくらないと宣言されていますが、そういう市長の思惑とは別に、市民の願いですので、やはり市民の長ですからね。できるだけお願いしたいなというのを、この大ホールの審査委員をやらせていただいて、切実に思っているところです。

もう1点、前回の会議でも行ったのですが、ここ何年か思ってきたのは、川崎市の社会教育というか、社会問題を、委員自身が「こういうことが今問題である」というような問題意識で調査や研究をしないといけないのではないかなと思います。もちろん中村議長さんが進めてきた、政策とつながるような課題を社会教育委員会議会でしっかり議論するというのも大事だと思いますが、その一方で、社会教育委員として立案の責任があるということであれば、やはり調査研究して、自分たちなりに川崎の社会教育問題について捉えて、考えをまとめていくことが必要だと思います。例えば2本立てにして研究していくということもできますよね。教育委員会のほうが今年はこれをやってくれとい

うのであれば、それを1本立てて、それからもう1本、社会教育委員会議の自主的なテーマというものを立てることもできます。グループ分けというやり方もやっていたことがあります。テーマに沿ってグループを分けまして、それぞれで研究して、会議の場で進捗を報告し合う。1年目には政策課題をやって、2年目には社会教育委員会議の自主的なテーマをやるというやり方もあります。だから、何も政策会議とつながることだけをやらなければいけないということではなくて、やり方さえ工夫すれば、この社会教育委員会議がもっと活発になると思います。

前回もう1つ指摘させてもらったのは、やはり参加者の少なさですよ。今日も事情があるとは思いますが、非常に参加少ないし、前回も20人中11人しかいませんでした。自分がグループに入って、自主的にその問題について一緒にやれば、欠席なんていうことは、よほどのことがない限りできないと思います。例えば、前に和田さんや島田さんたちと4人でグループを組んで、ふれあい館について調べたときも、2回ぐらい行きまして、非常に勉強になりました。その後、川崎市の社会教育の動きとして、定時制高校のふれあいの場として、ぼちっとカフェができたと聞いたので、たしか高校の定時制にも訪問させてもらって、非常に勉強になりました。それを報告書に書いて、川崎市の社会教育や、施設に何が必要かなというようなことも見えてきましたし、そこからさらに発展していったらいいなと思っていました。政策課題と矛盾しないやり方ができると思うので、ぜひ来年度はそういうことをやっていただければと思います。そうすれば社会教育委員も目の色が変わってくると思います。文化財のテーマについても、急に意見を言うのは難しく、実際に調べないと厳しいので、そういう時間も取ってほしかったかなと思います。1回だけ官衙遺跡に行き、非常によかったですね。夏のととても暑い日でしたが、本当に勉強になって、教育委員会の方がこんなにいろいろな施設を一生懸命つくろうとしたり、保存したり、いろいろやっているんだなということが、身にしみて分かりました。そのようなことも、やはり調査研究することによって、実感として分かりますからね。非常に勉強になってよかったので、今後ともそういう生きた社会教育の活動をぜひお願いしたいと思います。

**【中村議長】** それでは、和田委員が今おっしゃったところを少し変えるということでもいいですか。先ほど、中村議長は賛成の意見だったって言っていましたが、私は、賛成や反対ということではなく、政策のプロセスを尊重します。

下田委員が説明してくださったところで、確かに大ホール優先申請利用調整会議では何をやるのかよく分からない感じがしてしまうと思いますので、2、3行でもどういふものなのかということを書いていただけるとありがたいかなと思いました。何かあれば5月1日の17時までに事務局にお伝えくださいということです。そして、修正したものを副議長と私で最終的に確認して、確定させていただきたいと思います。

その他について、何か委員からございますか。

**【和田委員】** 私の仲間で面白い人がいて、社会教育委員会議の議事録を見て、指定管理についての発言が誰をしているのかを記録して、まとめた研究仲間がいます。川崎にとって指定管理の問題は大きな変化なので、社会教育委員会議でしっかり議論すべきだったし、

してきたと思っていますが、実は発言者の偏りがあって、指定管理者制度に発言しているのは、下田さん、井口さん、丹間さん、私など、令和2・3年度、令和4・5年度と2期やっている人が多くて、4・5年度から委員になった人は、指定管理者制度についてあまり発言していなかったということです。情報が一定ではないとなかなか議論ができなくて、令和4・5年度に着任した人にも指定管理制度のことを話してほしかったし、むしろ良い点を含めていろいろ聞きたかったなと思いました。そういう点では、指定管理者制度に関する認識が完璧に一致するわけではないですが、議論の前提をしっかりとつくっておかないといけないのではないかなと思います。来年度から新しく選任される委員の方もおられると思いますが、これまでいろいろ葛藤や体制含めていろいろやってきた議論の到達点をちゃんと踏まえた形で共有をした上で、今は指定管理者制度で行くということです。少しでもよりよい指定管理者制度になるような建設的な議論ができるような委員会にしなければいけないというふうに思っている次第でございます。実はいろいろな地域で指定管理を受けている株式会社の職員の人と懇親会をしました。現代的な感覚で、例えば、観光やふるさと納税などと結びつけながらグッズの開発をしたり、社会教育施設をうまく開いていく、それは確かにこれまでの公務員とは違う形で指定管理者ならではのすごい着眼点で、面白いなと思いました。ですから、指定管理者制度が即悪いとは思ってなくて、ただ、問題点もいろいろある中で、社会教育委員としても、より良い、より魅力的な指定管理者制度にして、川崎の社会教育は面白くなったなとしたいです。そこに向けて私も議論したいと思っていますので、魅力的な指定管理者制度をつくるための調査研究も必要だと思っています。私も2期やって、調査のための調査になっているのも実は感じていて、逆に今回は調査があまりなかったということで、うまくバランスを取りながら2年間やりましたが、丹間さんの言うように、賛成です。

最後に、今日オンライン併用になっていますが、今までオンラインでの形の参加はなかったと思います。僕も実はオンラインだったら社会教育委員会議に参加できたこともあって、オンラインになった経緯と、今後もこれを続け得るのかどうか、教えてください。

**【事務局】** 前回、オンライン開催の要望がありました。審議する内容によって、個人情報の保護等の関係でオンラインが難しい場合もありますので、確認をして、今回については問題がないだろうという判断でオンライン併用という形にさせていただきました。今後もし取り入れていくということで考えております。

**【和田委員】** 最後だったので、今日、丹間さんと会えてよかったです。オンラインでつないでいただいて、バランスが良い意見を言ってもらいました。やるならやるでしっかりと位置付けてやっていただきたいと思います。

**【丹間委員】** 他の自治体ですと、オンライン会議の規程を、コロナを経て整備したというところもあります。来期でも構わないのですが、そういう例を確認して、川崎市の社会教育委員会議についても規程を整備していただけると良いと思います。オンラインを併用

している経緯は、今、事務局からご説明いただいたとおりでございます。協議事項によってはオンラインが難しいということもあると思いますが、ぜひそのような形で規程の整備を今後検討していただければと思います。

【中村議長】 それでは、議事については、これで終了させていただきます。事務局にお返しします。

【山口生涯学習推進課長】 今期最後の会議となりますので、もう少しだけお時間いただいて、退任の御予定となっている議長、副議長から、一言ずついただければと思います。

【奥平副議長】 私は今年で5期10年の任期満了ということで、退任ということになります。大変長い時間関わらせていただけて、皆様に御指導いただけて、大変ありがたかったなと思っています。今日、最後にそれぞれの方からお話が出た研究のことですね、先ほど2年たってようやく分かってきたとおっしゃいましたが、私も10年経って分かったこともありますし、複数の議長の下で見習わせていただいたので、社会教育委員会議のやり方というのはいろいろな形があるなと思いました。ですので、私も自主研究に関しては、携わったところで言うと、多文化共生みたいなテーマを研究させていただいたり、そこからふれあい館のほうにしばらくお付き合いをしたりしました。また、井口委員や丹間委員と一緒に、コロナ禍における社会教育のあり方というのをやりました。そういう意味では十分適時的というか、その都度、各人の興味に応じて、一方で世の中的な課題に関して関わりを持ってきたかなとは思っています。ただ、昨年と今年の方針といえますか、議長がおっしゃるような教育委員会との関係性、教育委員との関係、専門部会との関わりみたいところの深まり、コミュニケーションというのが非常に重要だということころは、私も同意しているところでありまして、そういう形で社会教育委員会議のあり方というのは、多様な形があつていいのかなと私は思っています。ですので、次年度以降の方がどのような形にされるかは、次年度以降の方でぜひ議論を進めていただいてと思います。ただ、先ほどの丹間委員のお話もありましたように、教育委員会の事務局との関係ということが非常に重要だと思っております。今年は非常に事務局の方が汗をかいてくれたと思っていて、いろいろな資料を出してくださったり、まとめてくださったということに関しては、私の任期の中では事務局の活動が非常に充実していたように思っています。

私自身は、指定管理についてもそうですが、社会教育委員自身がやはり学ばないといけないなという、そういう意味で自主研究は非常に意味があると思います。ただ、我々自身が立案していくということに関与するとしたら、やはり力が少し足りていないところも正直あるかなと、私個人は思っています。自分自身は10年経ってようやくそれに気づきました。やはり指定管理を導入する上で今後必要になってくるのは、我々自身が問われているのかなと思っていますので、自治、教育ということに市民がいかに関わっていけるかということについては、委員を退任することになりますが、一市民の立場で関わっていきたいなと思っていますので、引き続き御縁のある方はぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

【中村議長】 2年間ありがとうございました。最後まで、皆さんの御要望にお応えできなかったことが申し訳なかったです。家庭の事情で全ての公職を降りることにしていたのですが、1期2年間だけということでお引き受けしました。それはなぜかと言いますと、やはり社会教育委員会が教育政策にしっかりと関わることができる会議になってほしいという思いがありました。教育政策に関わるには、本当に動いているところに入っていないと、私自身が教育委員だったから分かるのですが、教育委員会に出てくるものというのは本当に最後の最後です。その前の段階で、市民の意見を聞いていろいろなことを考えていくということがとても大事だと思いますので、そこに社会教育委員会議の役割があるのではないかなと思っておりました。

私は研究を阻むつもりは全くございませんので、皆さんが自主的にしていただくのはとても良いことだと思います。ただ、丹間委員の言葉でもありましたが、研究のための研究になるのはもったいなく、その動きを政策に反映できるようにしていくことは、とても大事だと思います。政策に関わることで、社会教育委員の存在価値が上がり、存在価値が上がっていくことで、川崎の社会教育が良くなっていくことにつながると思います。社会教育委員側も事務局側も両方が改善する必要があったのではないかなと思います。今回、事務局側は本当によく働いてくださりまして、社会教育委員の意見に対して、全てに答えてくださいました。資料に関しても、私はいろいろ言いましたが、どんどん改善してくださいましたから、そういう努力に関しては、本当に感謝いたしております。事務局との関係性を大事にして、これからの社会教育委員会を展開していただけると、とてもありがたいと思います。自主研究に関しては、私は皆さんの御要望にお応えできませんでしたが、何が大事かということをご検討して、今後も進めて、川崎の社会教育がより良いものになっていくことを本当に心から願っております。

本当に家庭のことで申し訳ございませんが、私は2年間で退任させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【山口生涯学習推進課長】 最後に生涯学習部長のほうから御挨拶させていただきたいと思っております。

【大島生涯学習部長】 生涯学習部長の大島でございます。令和4・5年の今期の活動最後ということで、一言御礼申し上げたいと思っております。本来であれば、委員の皆様全員の方からお一言ずつというような機会が設ければいいのですが、代表して議長と副議長のほうからお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

この先、来期も引き続き委員をお願いする皆様におかれましては、今期のテーマでありました指定管理者制度につきましても、次期では、具体的な事業者の選定や、2年目には最初の導入がございますので、その状況等については逐次報告をさせていただきながら、また御意見いただきたいと思いますと思っております。

また、今期で終了という方におかれましては、新しくそれぞれの立場で、本市の教育行政、あるいは社会教育、生涯学習の推進にお力添えをいただければと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。今期は本当にありがとうございました。



**【事務局】** 最後に1点連絡事項がございます。今回の定例会の議事録につきましては、次回の会議で御承認いただくということができませんので、委員の皆様にメールでお送りさせていただいて御確認いただくような形になりますので、御了承をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。